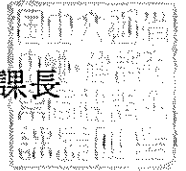




国土建推第1号
平成26年4月1日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（別添1）及び「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について」（別添2）において要請させていただいたところである。

本日（平成26年4月1日）、消費税率が5%から8%に引き上げられたところであり、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添3参照）。

なお、地方公共団体に対して、別添4のとおり消費税の適切な取扱いを要請しているので、併せてお知らせする。

別添4

国土入企第1号

平成26年4月1日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税の適切な取扱いについて

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」（平成25年10月1日付国入企第13号）（別添1）にて要請しているところです。

本日（平成26年4月1日）、消費税率が5%から8%に引き上げられたところあり、改めて、上記通知を踏まえ、公共工事の請負者等に対して消費税を適切に支払っていただくようお願い致します。

また、建設業者団体に対して、別添2のとおり消費税の円滑かつ適正な転嫁について要請しておりますので、これを参考に、元請負人に対して下請負人への円滑かつ適正な転嫁についての指導等を実施していただきますようお願い致します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本要請の周知をよろしくお願い致します。